

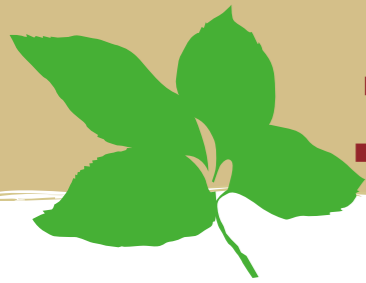


# さあ、 はじめよう、 エコツアーリズム!

エコツアーリズム推進法の仕組み



Ecotourism



# エコツアーリズム推進法

# 成立の背景



Ecotourism

「エコツアーリズム推進法」  
 平成19年6月 議員立法により制定  
 平成20年4月 施行



エコツアーリズムの普及や環境問題への関心が高まっています。  
 一方、一部の地域では過剰な利用などにより自然環境に劣化が生じている事例が見られるようになりました。

## エコツアーリズムとは

旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことを指します。



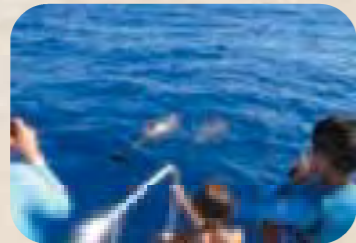
エコツアーでは、ガイドは大きな役割を担っています。  
 旅行者はガイドを通して、地域の自然や文化をより深く理解することができます。



Ecotourism



## 事例紹介



### 小笠原地区

クジラやイルカなどの野生生物や自然環境の観察に際し、いくつもの自主ルールが運用されている。



### 裏磐梯地区

エコツアーリズムカレッジとそれを契機としたツアープログラムの開発

## 事例紹介



### 軽井沢

観光客を対象に顧客満足度を重視した様々なエコツアーを実施。同時に野生動物の保護管理等も実践。



### 西表島

オーバーユース(過剰利用)対策としての仲間川の保全協定を策定。



# エコツアーリズム 推進法 の概要



Ecotourism

## 目的

**地**域で取り組むエコツアーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律です。エコツアーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的としています。



## 自然観光資源の定義

**私**たちの暮らしは、自然と密接に関わり、自然と共生してきました。自然環境の保全を考えていく上で、自然と密接に関連する人々の生活文化についても目を向ける必要があります。

「自然観光資源」には動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗慣習や伝統的な生活文化に関わるものも含まれます。

## 自然観光資源の例



コウモリの住む洞窟



棚田



ブナの巨木



クジラ



カバタ  
湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用



湿原

## 基本理念

**自**然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツアーリズムを実現させるためには、エコツアーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を図り、これらをうまく両立させなくてはなりません。法律にはこの四つの項目を基本理念として位置づけています。

### 自然環境に配慮しましょう。



色々な生きものがつながりあって、微妙なバランスの中で成り立っているんですよ。

そうだね。また行こう！

初めての体験だったけど楽しかったわね！

### 地域の観光の活性化に結びつけましょう。



うちの村はこんなにいいところだったのか…。

なるほど！

この森は色々な木が生えていて鳥が多いね。

土がふかふかで虫も多いよ。

石ころの裏にはきれいな川にしかないカワゲラがいるよ。

### 地域への誇りや生きがいの創出の場に結びつけましょう。

### 自然の大切さを学びましょう。

## 事例紹介



### 屋久島地区

ガイド事業者や行政、そのほか多数の関係者との話し合いを経て、エコツアーガイドの登録制度を開始。



### 佐世保地区

様々な主体の参加を得て、エコツアーリズムによる地域資源を再発掘。第3セクターが中心となった推進体制を構築。



### 飯能地区

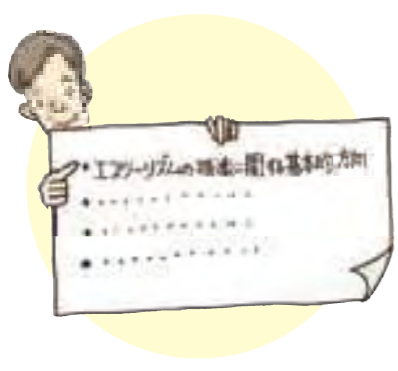
事前協議制度による質の担保や地域住民の参画意識の高まりが実現し、様々な主体によるエコツアーを展開。

# エコツーリズム推進法の概要



## 国の役割

**国**は、基本理念をもとにエコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めます。また、協議会の活動状況の公表、協議会への技術的助言、情報収集及び広報活動により、エコツーリズムを推進していく地域に対して支援を行っていきます。さらに、市町村から申請された「エコツーリズム推進全体構想」の認定を行います。



## エコツーリズム推進協議会

地域の貴重な資源を次の世代に残していこう。

どういった魅力的な自然や歴史文化があるんだろう？  
 活用しながら守っていくにはどんなルールがいいたるう？  
 どんなツアーにして、お客さんに来てもらおう？  
 自然が壊れていないかどうやって調査しながら見守っていこう？



市町村長は、協議会が作成した全体構想を主務大臣に報告します。認定を求める場合は、認定を申請します。

## 市町村の役割

**工**コツアーに係わる事業者、地域住民、NPO法人、専門家、土地の所有者、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する人、国や県などの関係行政機関による話し合いの場（エコツーリズム推進協議会）を組織して、自分たちの地域で自然観光資源をどのように守りながら利用していくのかなどをまとめた構想（エコツーリズム推進全体構想）を作成し、運営します。

また、この全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定して保護措置などを図ります。



認定申請があった場合は、主務大臣により審査が行われます。主務大臣は基本方針に適合すると認められる全体構想に対して認定をします。

## 全体構想が認定されることでできるようになること

- 1 地域資源の保護** これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者等に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。
- 2 立入りの制限** 必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。
- 3 広報** 国が、認定地域の取組を全国にPRします。



## 全体構想認定団体



埼玉県飯能市のエコツーリズム推進全体構想が平成21年9月8日に認定（認定第1号）  
 里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を生かした取組

## エコツーリズム推進法のあらまし

### 1.目的(第1条関係)

エコツーリズムが①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### 2.定義(第2条関係)

#### (1)自然観光資源

- 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

#### (2)エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

### 3.エコツーリズムの基本理念(第3条関係)

- 自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施すること
- 関係事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として実施すること
- 地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として実施すること
- 環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場としての活用が図られるよう配慮すること

### 4.基本方針(第4条関係)

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(内容は(1)から(5)までのとおり)を定めます。

- (1)エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- (2)エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- (3)エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- (4)エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- (5)生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項、その他重要事項

### 5.エコツーリズム推進協議会(第5条関係)

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO法人、自然環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関などで構成するエコツーリズム推進協議会(以下、協議会)を組織することができます。

協議会は、エコツーリズムを推進する地域や実施の方法、対象となる自然観光資源を明らかにする全体構想(エコツーリズム推進全体構想)の作成や関係者の連絡調整を行います。

### 6.全体構想の認定(第6条、第7条関係)

市町村は、組織した協議会が作成した全体構想について主務大臣(環境、国土交通、文部科学、農林水産の各大臣)の認定を受けることができます。

主務大臣は、認定をした全体構想についてインターネットの利用などにより周知します。

### 7.特定自然観光資源の指定(第8～10条関係)

市町村長は、主務大臣の認定を受けた全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定し、汚損、除去等を禁止することができます。

また、指定した特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合は、立入りについてあらかじめ市町村長の承認を受けるよう制限をすることができます。

### 8.活動状況の公表等(第11～16条関係)

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表します。また、協議会の構成員に対する技術的な助言などを行います。

### 9.エコツーリズム推進連絡会議(第17条関係)

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員で構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。

### 10.罰則(第19条関係)

特定自然観光資源が所在する区域内で禁止されている行為(汚損・損傷、ゴミの投棄、騒音、占拠など)を市町村職員の指示に従わないでみだりに行った場合、30万円以下の罰金に処されます。

### 11.施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行されます。



## 環境省

発行 環境省自然環境局総務課  
自然ふれあい推進室  
所在地 〒100-8975  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-3581-3351(代表)

環境省HP <http://www.env.go.jp/>  
エコツーリズムのススメ  
<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/>  
エコツアー総覧  
<http://ecotourism.env.go.jp/>



国連持続可能な  
開発のための教育の10年



R100  
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

2010年10月発行

